

愛南町ホームページ求人広告掲載取扱要領

(趣旨) 第1条

この要領は、愛南町（以下「町」という。）のホームページのあいなん農林業ネットを広告媒体として活用し、農林業関係事業者等の求人広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的) 第2条

町ホームページのあいなん農林業ネットへの広告掲載は、農林業関係事業者等との協働により町民サービスの向上および地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義) 第3条

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 広告掲載 | 町ホームページのあいなん農林業ネットに農林業関係事業者等の求人広告を掲載すること |
| (2) パートタイム労働者 | 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者 |
| (3) 有期契約労働者 | 1週間の所定労働時間が通常の労働者と同じ雇用期間の定めのある労働者 |
| (4) 広告主 | 広告を掲載しようとする者 |

(広告掲載の種類および範囲)

第4条

町ホームページのあいなん農林業ネットに掲載する広告は、町内に事業所等を有するものに係るパートタイム労働者・有期契約労働者の求人広告とし、広告主の事業の適正化および消費者の保護を図り、かつ、地域社会および地域経済の健全な発展ならびに町民等への生活情報の提供に資するものであり、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の広報媒体としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長がホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の募集) 第5条

広告掲載の募集は、町ホームページのあいなん農林業ネットにより随時行うものとする。

(広告掲載に係る手続) 第6条

広告主は、広告を掲載したいときは、「町ホームページのあいなん農林業ネット求人広告掲載申込書（様式第1号）」に別に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項による申込みがあったときは、掲載広告を決定し、「町ホームページのあいなん農林業ネット求人広告掲載許可・不許可決定通知書（様式第

- 2号)」により申込者に通知するものとする。
- 3 広告主は、広告掲載後、その内容に変更が生じたときは、「町ホームページのあいなん農林業ネット求人広告掲載内容変更届出書（様式第3号）」を町長に提出しなければならない。
 - 4 広告主は、広告掲載を取り消したいときは、「町ホームページのあいなん農林業ネット求人広告掲載中止届出書（様式第4号）」を町長に提出しなければならない。

(広告の掲載期間) 第7条

広告掲載期間は、掲載日から求人を停止するまで（前条4項に定める様式が提出された日）とする。

(広告の規格等) 第8条

広告の規格および掲載位置等の決定は、町長が行うものとする。

(広告の掲載料) 第9条

広告の掲載料は、無料とする。

(広告内容の責任) 第10条

広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し) 第11条

町長は、次の場合において広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 申し込みの内容に虚偽があったとき
- (2) 掲載内容に変更があったにもかかわらず、広告主が第8条3項に定める様式を提出していないことを把握したとき

(その他) 第12条

この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月3日から施行する。